



## ＜本市調べ：県内初＞子育て中の若者世代の賃貸住宅更新時に最大7万円を補助 「龍ヶ崎市 U34賃貸住宅更新等補助金」を開始(7/1～)

龍ヶ崎市では、居住している賃貸住宅の契約を更新する際、要件を満たす子育て世代に対し、**最大7万円を補助する「龍ヶ崎市 U34賃貸住宅更新等補助金」**を創設し、令和6年7月1日(月)から受付を開始しますので、お知らせします。

本事業は、子育て中の若者世代における経済的負担の軽減や定住促進等を狙い、**新たに実施する本市独自の制度**です。(賃貸住宅更新時の補助は県内初：本市調べ)

補助金額は、**最大7万円**。基本額5万円に加え、加算額として本市内で消費された金額を2万円までキャッシュバックします。

事業の対象者は、①「令和6年1月1日以降に賃貸住宅を更新もしくは市内の賃貸住宅間の転居」②「0～4歳以下のお子さんがある、夫婦のいずれかが35歳未満の世帯(令和6年4月1日時点)」③「申請日時点で賃貸住宅更新(契約)日から2年以内」の要件にすべて当てはまる方です。

令和6年7月1日受付開始

龍ヶ崎市U34賃貸住宅更新補助

令和6年1月1日以降に賃貸住宅の更新をした  
0～4歳以下の  
お子さんがいる、  
夫婦のいずれかが  
35歳未満の世帯に

**7万円** 最大

※令和6年2月15日までが申請期間となります。  
※申請期間に満たない場合は、申請期間を満たす事業の完了日(賃貸住宅更新の日)から申請可能となります。  
※申請は「更新日」から申請可能となる事業が完了するまで、引き続き承ります。

基本額 **5万円** + 加算額 **最大 2万円**

原則として、下記のような条件1、2に該当する方に補助します。

更新日(契約日)から申請日までの期間で龍ヶ崎市内で消費した金額をキャッシュバックします。  
※上限2万円です。

＜この事業で対象となる方の主な条件＞

条件 01 **0～4歳以下のお子さんがある。**  
※申請日時点で0～4歳以下のお子さんがいること。  
※35歳未満(令和6年4月1日現在)

条件 02 **令和6年1月1日以降に賃貸住宅の更新契約をした、もしくは賃貸住宅間の転居契約をした。**

条件 03 **申請日時点で、更新(契約)日から2年以内。**

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 人口問題対策室  
☎ 0297-64-1111 (内線 376-377) ✉ miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

本市では、40歳未満を対象にした「若者・子育て世代住宅取得補助金」、昨年度から実施している「U29新婚生活スタート応援補助金」を実施してきました。今回新たに、これまでの補助制度の中間にあたる「U34賃貸住宅更新等補助金」を創設することで、若者・子育て世代のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実を図るものです。

なお、本事業は、本市の最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」のリーディングプロジェクトにおける“若者世代の活躍支援や定住促進”に基づき実施します。

|        |   |
|--------|---|
| ■受付開始日 | 令和6年7月1日(月)   |
| ■対象者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～4歳以下のお子さんがある、令和6年4月1日時点でいずれかが35歳未満の夫婦の世帯(ひとり親を含む)</li> <li>・令和6年1月1日以降に賃貸住宅を更新もしくは市内の賃貸住宅間の賃貸契約をした世帯(ただし、申請可能な期間は更新(契約)日から2年以内) など</li> </ul> |
| ■その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度予算額:3,560,000円</li> <li>・想定件数:年間約50世帯</li> <li>・申請書入手方法:<br/>市まちの魅力創造課窓口・市公式ホームページにて6/3～配布開始予定</li> </ul>                                  |
| ■資料    | ・事業チラシ  |

|     |   |
|-----|---|
| 担当課 | 龍ヶ崎市 総合政策部 まちの魅力創造課 人口問題対策室<br>担当者:脇島(わきしま)・岡野(おかの)<br>連絡先:0297-64-2751(直通) |
|-----|---|